平成２８年（フ）第１１５号
広島県福山市山手町２丁目７番８号　サンライフメートＢ102
債務者　坂井　美樹
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１８０号
広島県福山市瀬戸町大字地頭分400番地　２―14
債務者　村上佳代子
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１８１号
広島県福山市本郷町2067番地　４―105
債務者　光成　友理
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月22日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第６４号
青森県五所川原市字下平井町113番地５　田仲アパート２号
債務者　田中　直樹
1　決定年月日時　平成29年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２８年（フ）第５１９号
神奈川県平塚市浅間町11番２―801号　コンフォール平塚、前住所神奈川県平塚市入野237番地の１　M45―101号
債務者　二見寿美江
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第６８７号
神奈川県伊勢原市伊勢原４丁目661番地の１第２スペランザ大住104号、前住所神奈川県伊勢原市板戸839番地の４
債務者　長嶋　保治
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月23日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第２１１号
神奈川県横須賀市平作２丁目９番４号
債務者　神尾　恭代
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２１３号
神奈川県横須賀市久村510番地　滝本ハイツ103
債務者　竹村　信司
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２１４号
神奈川県横須賀市久村510番地　滝本ハイツ103
債務者　竹村　宏子
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第７１２号
神奈川県厚木市上荻野4591番地１、前住所神奈川県厚木市みはる野２丁目32番22号
債務者　山根三津良
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第７１８号
神奈川県平塚市桜ケ丘５番45号　ウインディア湘南Ｅ―107、前住所神奈川県平塚市万田140番地　湘南アメニティー旭405号
債務者　栗原　健二
1　決定年月日時　平成29年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１７２３号
名古屋市千種区萱場１丁目３番17号　ファミールかやば302号
債務者　野口　法男
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７２４号
名古屋市千種区萱場１丁目３番17号　ファミールかやば302号
債務者　野口　里美
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２２号
山口市朝倉町５番４号　養護老人ホーム福寿園、前住所山口市湯田温泉６丁目７番11―404号
債務者　古谷　静子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１２４号
山口市維新公園３丁目５番27―202号　サンヨーハイツ吉敷
債務者　宮本　信幸
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月28日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３４４号
盛岡市猪去一本木77番地２
債務者　佐々木新一
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第８９号
福島県会津若松市材木町２丁目３番34号　光ハイツ207
債務者　矢部　和子
1　決定年月日時　平成29年１月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係